

新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する
建設工事請負仮契約書(案)

平成19年10月
(平成19年11月修正)

新 潟 市

目次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (契約書類)	1
第3条 (準拠法及び解釈)	1
第4条 (あっせん又は調停)	1
第5条 (仲裁)	2
第6条 (通知等)	2
第7条 (通貨)	2
第8条 (計量単位)	2
第9条 (期間の計算)	2
第10条 (共同企業体)	2
第11条 (契約の保証)	3
第2章 契約の期間及び業務範囲等	3
第12条 (契約期間)	3
第13条 (乙の請求による契約期間の延長)	4
第14条 (甲の請求による契約期間の短縮等)	4
第15条 (契約期間の変更方法)	4
第16条 (工事請負の範囲)	4
第17条 (その他の乙の業務)	5
第18条 (乙の業務の実施方法)	5
第19条 (一括下請負の禁止)	5
第20条 (履行報告)	5
第21条 (甲の行う事項)	6
第22条 (支給材料及び貸与品)	6
第3章 請負代金等	7
第23条 (契約金の支払)	7
第24条 (契約金額の変更方法等)	7
第25条 (前金払)	7
第26条 (保証契約の変更)	8
第27条 (前払金の使用等)	8
第28条 (前払金等の不払に対する工事中止)	8
第29条 (部分払)	9

第30条 (第三者による代理受領)	9
第31条 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	9
第4章 著作権及び秘密保持	10
第32条 (特許権等の使用)	10
第33条 (特許等)	10
第34条 (著作権の利用等)	11
第35条 (著作権等の譲渡禁止)	12
第36条 (著作権の侵害防止)	12
第37条 (秘密保持義務及び個人情報の取扱)	12
第5章 作業の実施	13
第1節 設計業務	13
第38条 (設計業務の実施)	13
第39条 (実施設計の手順)	13
第40条 (設計図書の変更)	14
第2節 施工業務	14
第41条 (監督員)	14
第42条 (現場代理人及び主任技術者等)	15
第43条 (工事関係者に関する措置請求)	16
第44条 (施工管理)	16
第45条 (下請負人の通知)	16
第46条 (処理不適物)	16
第47条 (工事場所)	17
第48条 (建設機械及び機器)	17
第49条 (現場管理)	17
第50条 (臨機の措置)	18
第51条 (検査要領書)	18
第52条 (検査結果が基準に達しなかった場合の措置)	18
第53条 (監督員による検査)	19
第54条 (検査員による検査)	19
第6章 試運転及び完成	20
第55条 (機械的完成)	20
第56条 (試運転計画書及び引渡性能試験計画書)	20
第57条 (試運転)	21

第58条 (予備性能試験及び引渡性能試験)	21
第59条 (引渡し)	21
第60条 (引渡し前の使用)	22
第61条 (教育及び訓練)	23
第7章 遅延, 保証及びかし担保責任	23
第62条 (履行遅滞の場合における違約金等)	23
第63条 (かし担保)	23
第64条 (保証期間中の乙の性能保証責任)	24
第65条 (損害の範囲)	25
第8章 損害賠償及び危険の負担	25
第66条 (乙の責任)	25
第67条 (一般的損害)	25
第68条 (第三者に及ぼした損害)	25
第69条 (火災保険等)	26
第70条 (予見できない事情)	26
第9章 契約条件の変更等	26
第71条 (法令変更)	26
第72条 (不可抗力による損害)	26
第73条 (乙に起因する条件変更)	28
第74条 (甲に起因する条件変更)	28
第75条 (工事の中止)	29
第76条 (甲の解除)	29
第77条 (乙の解除)	30
第78条 (甲の任意解除)	30
第79条 (解除に伴う措置)	30
第10章 補則	32
第80条 (契約の譲渡)	32
第81条 (監督又は検査の委託)	32
第82条 (遅延利息)	32
第83条 (管轄裁判所)	32
第84条 (この契約に定めのない事項)	32
別紙1 性能保証の詳細(第18条関係)	33

別紙 2	支払条件(第 12 条, 第 29 条関係)	34
別紙 3	特許等(第 33 条関係)	35
別紙 4	承諾図書リスト(第 39 条関係)	36
別紙 5	工事日程表(第 12 条関係)	37
別紙 6	処理不適物(第 46 条関係)	38
別紙 7	保険の詳細(第 69 条関係)	39

新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する
建設工事請負仮契約書(案)

- 1 名称 新潟市新焼却場施設整備・運営事業建設工事
- 2 場所 新潟市西区笠木 3644 番地 1(新田清掃センター内)
- 3 契約期間 始期 本契約締結日
終期 平成 24 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 金[]円
(うち消費税及び地方消費税の額 金[]円)
- 5 契約保証金額 []円
- 6 かし担保期間 添付約款のとおり

上記の事業について、甲と建設請負事業者(以下「乙」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び新潟市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(新潟市条例昭和 39 年条例第 3 号)第 2 条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、議会の可決後通知を持って本契約に読み替えるものとする。

(特約条項条文)

この契約は、この契約が新潟市議会において可決された場合には本契約として成立するものとし、若しくは、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において本件落札者にこのことにより損害を生じた場合においても、甲は一切その賠償の責に任じないものとする。

(契約日)平成[]年[]月[]日

甲 住所
氏名

乙 住所 [住所]
氏名 [名称 / 代表者氏名]

新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する
建設工事請負契約約款(案)

第1章 総則

(定義)

第1条 この約款における用語の定義は、特にこの約款で定義されている用語を除き、甲と本事業の落札者が締結した本事業に関する基本契約に添付した別紙2の定義集のとおりとする。

(契約書類)

第2条 この契約(この約款の内容により甲と乙が新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関して締結する建設工事請負契約をいう。以下同じ)は、この約款及び次項に記載される別紙と一体をなす一個の契約を構成するものとする。

2 この約款は、次の別紙及び別表が添付されるものとする。

別紙1 性能保証の詳細

別紙2 支払条件

別紙3 著作権等

別紙4 承諾図書リスト

別紙5 工事日程表

別紙6 処理不適物

別紙7 保険の詳細

別表

(準拠法及び解釈)

第3条 この契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 この契約の変更は書面で行うものとする。

(あっせん又は調停)

第4条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法(昭和24年法律第100号)による新潟県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 43 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第5条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等)

第6条 この約款に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾及び解除等は、この約款に特に定める場合を除き、書面により行う。

- 2 この約款に基づき乙から甲へ提出する書面がある場合、入札説明書等、見積設計図書、又はこの約款に特に定めがある場合を除き、当該書面の様式及び内容は、新潟市工事請負契約約款で請負者から新潟市へ提出が要求される同種の書面の様式及び内容に準ずるものとする。

(通貨)

第7条 支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第8条 計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによるものとする。

(期間の計算)

第9条 期間の定めは、この約款又は要求水準書に特に定めのないときは、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

(共同企業体)

第10条 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったもの

とみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 2 乙が共同企業体の場合、乙を構成する各企業は、この契約上の債務につき連帯して責任を負い、この契約上の損害については、連帯してこれを賠償するものとする。

(契約の保証)

第11条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。))第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項第1号の契約保証金には利子はつけない。

- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

- 6 甲は、契約が履行されたとき又は第77条第1項若しくは第78条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。)を乙に還付するものとする。

第2章 契約の期間及び業務範囲等

(契約期間)

第12条 この契約の契約期間は、この契約締結時から平成24年3月31日(以下「建設工事完了日」という。)までとし、作業の日程は別紙5に示すとおりとする。

- 2 乙は、契約締結後直ちにこの契約の履行に着手し、別紙 2 に示す平成 20 年度の支払限度額に相当する出来高の達成に努めなければならない。

(乙の請求による契約期間の延長)

第13条 乙は、天候の不良、第 49 条第 2 項の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により契約期間内に第 16 条及び第 17 条に規定する乙の業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に契約期間の延長の変更を請求することができる。

(甲の請求による契約期間の短縮等)

第14条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮の変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認めるときは、請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第15条 契約期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約期間の変更事由が生じた日(第 13 条の場合にあっては、甲が契約期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が契約期間変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(工事請負の範囲)

第16条 乙が実施すべき業務の範囲は、原則として、要求水準書に記載された次の業務とする。詳細は要求水準書によるものとする。

- (1) 甲から搬入される一般廃棄物等の処理が可能な本件処理施設の設計・施工業務
- (2) 甲が実施した環境影響評価書に基づく本件処理施設の設計・施工業務
- (3) 破碎施設、余熱利用施設への電力供給設備工事、熱供給設備工事、破碎施設から本件施設への破碎可燃性残渣の搬入設備工事、本件施設と破碎施設との連絡通路設置工事、破碎施設の管理事務室増設工事、特別高圧変電所改造又は更新工事、プロパン庫の移設工事、駐車場工事などの既存施設に係る工事

- (4) 建築物の建築工事，建築設備工事，プラント設備の機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事，土木及び外構工事及びその他の関連工事
- (5) 上記工事等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務
- (6) 環境省「循環型社会形成推進交付金」の交付要綱等に適合する設計・施工業務
- (7) 本件処理施設の試運転（予備性能試験，引渡性能試験を含む）
- (8) その他本件処理施設の設計・施工に関する一切の業務

(その他の乙の業務)

第17条 乙は，前条の業務のほか，要求水準書に従い，次に規定される業務を自己の費用により実施しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって，この約款の各条項の規定に基づき，事業用地を管理し，作業を行うこと。
- (2) 設計・施工及び完成検査などに必要とされる全ての許認可を得ること。
- (3) 甲が申請する環境省「循環型社会形成推進交付金」の申請等に協力すること。
- (4) 甲が関係省庁に提出する諸資料の作成に協力すること。
- (5) 第21条第(1)号により甲が実施する他の工事との調整に協力すること。

(乙の業務の実施方法)

第18条 乙は，要求水準書に記載のない場合でも，本件処理施設が別紙1及び要求水準書に記載された性能を有し，適正に稼働させる為に必要な品質及び水準の資材並びに仕様等を乙の責任で用いなければならない。

- 2 乙は，自らの費用及び責任により，その業務の実施に必要な人員を自ら確保し，資材を調達し，その他関連するサービスを提供するものとする。
- 3 乙は，見積設計図書に記載された提案内容を実施するものとし，甲は，かかる提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは，乙に見積設計図書に従った提案に記載された内容を実施するよう求めることができる。

(一括下請負の禁止)

第19条 乙は，甲の承諾がある場合を除き，本件処理施設の設計・施工に係る業務の全部若しくはその主たる部分又はその他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計又は工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

(履行報告)

第20条 乙は，要求水準書に定めるところにより，契約の履行について甲に報告しなければならない。

(甲の行う事項)

第21条 甲は、次に規定される事項を責任をもって行う。

- (1) 乙の施工する工事と甲の発注に係る第三者の施工する他の工事との調整を行うこと。
- (2) 乙が得るべき許認可の申請等について、協力すること。
- (3) 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験に必要な処理対象物を提供すること。
- (4) 本件処理施設の建設工事に関する周辺住民等の苦情などへの対応を乙と連携し行うこと。
- (5) 乙が工事の施工上必要とする日までに事業用地を確保すること。

(支給材料及び貸与品)

第22条 要求水準書に規定あるときは、甲は乙に工事材料を支給し、建設機具を貸与する。甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、要求水準書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第3章 請負代金等

(契約金の支払)

第23条 乙は、第59条第2項の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第59条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約金額の変更方法等)

第24条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(前金払)

第25条 乙は、甲が前金払をすることとした工事について、保証事業会社と、建設工事完了日を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定す

る保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、甲に対し、前払金の支払を請求することができる。前払金の算出については、別表の定めるところによる。

- 2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の 10 分の 5 を超えるときは、乙は、請負金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。
- 6 甲は、乙が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定により指定された率(以下「法定率」という。)の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第26条 乙は、前条第 4 項の規定により前払金の超過額を返還したときは、保証契約を変更し、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第27条 乙は、前払金をこの契約の履行のための材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、期日を指定して前払金支払額に利息を付して返還させるものとする。この場合における利息の額は、前払金支払の日から返還の日まで法定率の割合で計算した額とする。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第28条 乙は、甲が第 25 条又は次条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の履行の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙がこの契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他のこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第29条 乙は、甲が部分払をすることとした工事について、本件処理施設完成前に乙の契約履行による出来形部分、工事現場に搬入した工事材料(第41条第2項の規定により監督員の検査に合格したものに限る。)及び製造工場等にある工場製品(以下これらを「出来形部分等」という。)に相応する請負金額相当額(以下「出来形金額」という。)の部分払を請求することができる。部分払金の算出方法は別表の定めるところによる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分等の確認を書面をもって甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求のあった日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 この契約の期間中の各年度の支払限度額は、別紙2に掲げるとおりとし、乙は、別紙2に規定される各年度において支払限度額を超える支払を請求してはならない。

(第三者による代理受領)

第30条 乙は、甲の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第23条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第31条 甲又は乙は、契約期間内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更の申出をすることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による申出があったときは、変動前残業務代金額(契約金額から当該申出時の出来高部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残業務代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残業務代金額及び変動後残工事代金額は、申出のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第 1 項の規定による申出は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「この契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第 4 章 著作権及び秘密保持

(特許権等の使用)

第32条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許等)

第33条 乙は、甲が本件処理施設の設計、所有及び使用(甲がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)に必要な特許等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用権を、自らの責任で甲に付与し、また、かかる特許等の権利者をして甲に付与せしめるものとする。かかる特許等の詳細は、別紙 3 のとおりとする。

- 2 前項に規定する乙が保有する特許等についての実施権又は使用権は、この契約の終了後も本件処理施設の存続中は有効に存続するものとする。また、乙は、前項に規定する許諾の対象となる特許等が乙及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、この契約の請負代金は第 1 項の特許等の実施権等の付与その他の権限の甲による取得の対価及び第 5 項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
- 4 甲がこの契約に基づき乙に対して提供した情報、書類及び図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、甲に帰属する。
- 5 甲は、成果物(ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。)及び本件処理施設について、成果物及び本件処理施設が著作物に該当するか否かに関わらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第34条 乙は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、甲がそれらを次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。また、乙は、自ら又は著作権者(甲を除く。)をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件処理施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件処理施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件処理施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件処理施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物及び本件処理施設の内容を公表すること。

- (2) 本件処理施設に乙の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第35条 乙は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者をして、成果物及び本件処理施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第36条 乙は、成果物及び本件処理施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、成果物又は本件処理施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱)

第37条 甲及び乙は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合
 - (5) 甲が本件処理施設の運営及び維持管理に関する業務を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続きにおいて特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び新潟市個人情報保護条例(平成 13 年新潟市条例第 4 号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第 5 章 作業の実施

第 1 節 設計業務

(設計業務の実施)

第38条 乙は、本件処理施設の実施設計を行い、当該設計のかしについて全ての責任を負う。

- 2 乙は、甲が設計業務の実施について必要があると認めるときは、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。
- 3 乙の業務担当責任者は、設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(実施設計の手順)

第39条 乙は、関連法令を遵守し、実施設計図書のリストを作成し、甲に提出する。

- 2 実施設計図書のリストには、実施設計図書として作成する全ての図書リストと別紙 4 に示す甲が承諾を求める図書のリスト(以下「承諾図書リスト」という。また、承諾図書リストに記載された図書を以下「承諾図書」という。)を明記する。乙は、実施設計図書のリスト及び承諾図書リストについて甲の承諾を受けた上でなければ、本件処理施設の実施設計にとりかかることができない。
- 3 甲は、実施設計図書リスト及び承諾図書リストの受領日から原則として 14 日以内にこれを承諾し、その旨を記載した通知とともにこれを乙に返却するものとする。
- 4 また、甲は提出された実施設計図書リスト及び承諾図書リストについて、それが基本設計図書の趣旨に反していること等を理由として、修正の指示を行うことができる。かかる修正の指示は、理由を付して乙に通知しなければならない。
- 5 甲に提出した実施設計図書リスト及び承諾図書リストについて、甲から修正の指示の通知が行われた場合、乙はかかる書類を改訂して再提出するか、又は意見を述べる

ことができる。乙が意見を述べたときは、甲の修正の内容について甲と乙が協議して、その取り扱いを定めるものとする。

- 6 乙は実施設計図書リスト及び承諾図書リストが承諾された後、実施設計を開始するものとする。
- 7 乙は、実施設計の開始後、承諾図書を甲に提出し、甲はその内容を承諾する。かかる甲の承諾は原則として、承諾図書受領後 14 日以内に行うものとする。
- 8 甲は、承諾した書類について、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更・追加を申し出ることができる。
- 9 乙は、甲の承諾は乙の責任を何ら軽減若しくは免除させるものではないことを確認する。
- 10 乙による承諾図書の提出は段階的に行うことも可能とする。
- 11 甲は提出された承諾図書について、それが要求水準書に規定される本件処理施設の要件を満たさないこと、基本設計図書又は要求水準書に反していること、若しくは処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。かかる修正の内容は、理由を付して乙に通知する。
- 12 甲に提出した承諾図書について甲より修正の通知があった場合、乙はかかる承諾図書を改訂して再提出するか、又はかかる承諾図書の修正通知について意見を述べることができる。乙が意見を述べたときは、甲の修正の内容について甲と乙が協議して、その取り扱いを定めるものとする。

(設計図書の変更)

第40条 甲は、必要があると認めるときは、基本設計図書(見積設計図書を除く。)の変更内容を乙に通知して、実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第2節 施工業務

(監督員)

第41条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約に定めるもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) 契約の履行についての乙又は建設の現場代理人に対する指示、確認、受領又は協議。
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の確認、受領又は協議。

(3) 設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査，確認又は協議。

- 3 甲は，2名以上の監督員を置き，前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を，監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を，乙に通知しなければならない。
- 4 甲が監督員を置いたときは，この契約に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除等については，監督員を経由して行うものとする。この場合において，監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 監督員の指示，確認又は承諾は，原則として書面により行わなければならない。ただし，やむを得ない場合はこの限りではない。
- 6 甲が監督員を置かないときは，この約款に定める監督員の権限は，甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第42条 乙は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合にあつては監理技術者とし，同条第3項の規定に該当する場合にあつては専任の主任技術者又は監理技術者とし，同条第4項の規定に該当する場合にあつては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は，この契約の履行に関し，工事現場に常駐し，その運営，取締りを行うほか，契約金額の変更，契約金の請求及び受領，次条第1項の請求の受理，同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は，前項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は，この契約が建設業法第26条第3項の規定に該当するものであるときは，主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任の者とし，同条第4項の規定に該当するものであるときは，監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けた者としなければならない。
- 5 現場代理人，主任技術者及び専門技術者は，これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第43条 甲は、現場代理人がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(施工管理)

第44条 乙及び現場代理人は、工事着工までに、要求水準書第2部第7章第2節2.1(工事の開始)に示す提出書類を甲に提出し承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が提出を請求したときはこれを速やかに提出しなければならない。また、乙は、工事の進捗状況を管理・把握するとともに、日報及び月報(工事関係車両台数の集計も含む。)を作成し、甲に提出するものとする。月報には主要な工事記録写真も含むものとする。
- 3 乙は、いかなる理由を問わず、工事工程の遅れが明らかになるか、又は遅延のおそれが明らかになったときは、その旨を速やかに甲に報告しなければならない。この場合、甲及び乙は、別紙5に示された工事日程に従った本件処理施設の整備の日程を達成するような方策について協議するものとする。
- 4 乙は、本件処理施設の性能を發揮するために必要なものは、全て乙の負担で施工しなければならない。

(下請負人の通知)

第45条 乙は、甲に対して、下請人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(処理不適物)

第46条 本件処理施設において適切に処理することができない処理不適物は、別紙6に示すとおりとする。

(工事場所)

第47条 建設工事に必要な一連の工事は、事業用地内で行わなければならない。ただし、業務の性質上、事業用地内で実施することが不適当なものについては、この限りでない。

(建設機械及び機器)

第48条 乙が本件処理施設の建設工事のために現場に搬入した建設機械及び機器は、本件処理施設の建設工事のためだけに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用してはならない。

2 乙は、本件処理施設の甲への引渡しまでに、建設機械及び機器、工事中仮設物、その他の建設資材を事業用地から撤収するものとする。

(現場管理)

第49条 乙は次に規定されるところにに基づき現場管理を実施しなければならない。

(1) 現場にて遵守されるべき現場規則を作成し、工事着工までに要求水準書第2部第7章第2節(施工)に規定される総合仮設計画書に含め、甲に提出し承諾を受けること。

(2) 常時不必要になった建設機械及び機器、資材の搬出を行うこと。

(3) 現場の管理について、常に保安・安全上の必要な処置を取るとともに、現場を清潔に維持すること。

(4) 資材置き場、資材搬入路及び仮設事務所等の設置場所等について、甲と十分に協議を行い、他の工事や付近住民の生活等への支障が生じないように計画し、工事を実施する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(5) 設計図書の変更等により現場の全部又は一部が不要となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械及び機器、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、当該現場を修復し片付けて、甲に明け渡すこと。

(6) 現場及び道路等における他の設備、既存物件等の破損及び汚染防止に努めるとともに、当該物件等に損傷及び汚染等が生じた場合には、甲に復旧計画書を提出しその承諾を得た上で、乙の負担により遅滞なく当該損傷、汚染等を復旧すること。

2 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工するその他の工事が、双方の工事の施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとし、乙は甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力する。

(臨機の措置)

第50条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、前号の場合においては、そのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置が不可抗力又は甲の責に帰すべき事由に基づくことを乙が明らかにした場合は、乙が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められるものは甲が負担するものとし、その他のものは乙が負担する。

(検査要領書)

第51条 乙は、工事着工までに、本件処理施設の建設工事の検査に関する検査要領書を甲に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 甲は、提出された検査要領書を承諾するに当たり、適宜指摘を行うことができる。
- 3 乙は、前項による甲からの指摘がある場合、当該指摘を十分に踏まえて検査要領書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た検査要領書につき、改めて甲の承諾を受けさせなければならない。
- 4 乙は、当該承諾の終了後、検査要領書に定められた手続により、本件処理施設の検査を自らの費用と責任において行う。
- 5 乙は、検査終了の都度、甲に対し速やかに検査報告を行うものとする。
- 6 甲は、検査に立ち会うことができるものとする。この場合、甲は、各検査について立会うか否かを各検査の7日前までに乙に通知しなければならない。
- 7 検査要領書に定められる検査の項目は、次のとおりとする。
 - (1) 材料検査
 - (2) 施工検査
 - (3) 工場検査
 - (4) 検査員が行う検査を受けるための前検査

(検査結果が基準に達しなかった場合の措置)

第52条 乙は、各検査の検査結果が検査要領書に示す基準に達しなかったとき又はその他欠陥が発見されたときは、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を甲に報告するものとし、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項について、基準に達し

欠陥が修復されるまで，補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行うものとする。

- 2 検査の方法及び前項に規定する補修工事その他追加工事は，乙が行うこととし，これらに要する経費は乙の負担とする。

(監督員による検査)

第53条 乙は，工事着工までに検査計画書を甲に提出し，承諾を得なければならない。

- 2 甲は，乙から提出された検査計画書を承諾するに当たり，適宜指摘を行うことができる。
- 3 この場合，乙は，当該指摘を踏まえて検査計画書の補足，修正又は変更を行うものとし，補足，修正又は変更を行った検査計画書につき，改めて市の承諾を得なければならない。
- 4 検査計画書に定められる検査の項目は，次のとおりとする。
 - (1) 材料検査
 - (2) 施工検査
 - (3) 工場検査
 - (4) 検査員が行う検査を受けるための前検査
- 5 乙は，各検査の結果が検査計画書に示す基準に達しなかったとき又はその他欠陥が発見されたときは，基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を甲に報告するものとし，基準に達していない事項又は欠陥に関する事項について，基準に達し欠陥が修復されるまで，補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行うものとする。

(検査員による検査)

第54条 甲は，甲が検査を行う者として，検査員(以下「検査員」という。)を定める。

- 2 検査員は，次の検査等を行うものとする。
 - (1) 工事が完了し，乙から工事履行届の提出があったときに行う，工事の完成を確認するための竣工検査
 - (2) 工事出来形査定願書が提出され，工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合，又は契約を解除する場合に工事の出来形部分等を確認するために行う出来形検査
 - (3) 工事目的物の引渡し前に使用するとき，当該使用部分を確認するための部分使用検査
 - (4) 適正かつ円滑な工事施工に資するために，工事途中において行う中間技術検査
 - (5) 適正且つ円滑な工事施工に資するために，必要に応じて工事現場を視察し，施工体制の確認などをするための工事点検

- 3 前項の検査は、各通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知する。
- 4 甲又は検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合においても、甲が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、本件処理施設の全部の引渡し完了までの保管は全て乙の責任とする。
- 5 検査員は、竣工検査、出来形検査、部分使用検査、中間技術検査及び工事点検のほか、この契約の適正な履行を確保するために必要であれば、随時検査を行うことができる。

第 6 章 試運転及び完成

(機械的完成)

第55条 乙は、本件処理施設のプラント部分が機械的完成に達したときには、要求水準書に従い本件処理施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験を実施する。

(試運転計画書及び引渡性能試験計画書)

第56条 乙は、要求水準書第 2 部第 4 章第 2 節(試運転)に規定された試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の内容に従い、具体的な試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の要領を記載した試運転計画書及び引渡性能試験計画書(予備性能試験計画書を含む。以下同じ。)を作成し、設計図書との対応関係を示した資料を添えて甲に提出した上、試運転計画書及び引渡性能試験計画書について、試運転開始予定日の 14 日前までに甲の承諾を受けなければならない。

- 2 甲は、試運転計画書及び引渡性能試験計画書について、指摘事項があるときはその内容を、指摘事項がないときには試運転計画書及び引渡性能試験計画書に関して承諾した旨を、試運転計画書及び引渡性能試験計画書の提出日から 14 日以内に乙に通知する。
- 3 甲は、提出された試運転計画書及び引渡性能試験計画書について、それが設計図書に基づいていないことを理由として、承諾しないことができる。
- 4 乙は、第 1 項の規定により甲に提出した試運転計画書及び引渡性能試験計画書が甲の承諾を得られなかったときは、当該試運転計画書及び引渡性能試験計画書を速やかに改訂して再提出するものとする。
- 5 乙は、試運転計画書について甲の承諾を受けた上でなければ、試運転を開始することはできないものとする。

(試運転)

第57条 試運転計画書による本件処理施設の試運転に係る業務は、本件処理施設については乙が運営事業者に委託して実施するものとする。

- 2 当該試運転は、試運転計画書記載の要領に基づいて行わなければならない。
- 3 甲は、試運転期間中に必要な処理対象物を供給する。
- 4 試運転期間中に排出される副生成物については、本件処理施設から生じるものは、指定された要件を満足することを確認後、甲の責任において処分するものとする。また、本件処理施設の試運転中の発電により生ずる電力は甲に帰属するものとする。ただし、甲は、当該電力が本件処理施設で消費された場合でも、乙に支払いを請求しない。
- 5 甲は、試運転期間中、本件処理施設の運転業務を実施する者の実施能力に疑義があると認める場合は、その理由を乙に通知し、改善を指示することができる。
- 6 乙は、試運転において、試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならない。
- 7 前項の場合、乙は、基準に満たない事項について、基準を満たすまで試運転を継続するものとする。
- 8 乙は、試運転開始後、プラント部分が引渡性能試験を行うに十分な状態に達したと認められるときは甲に通知し、予備性能試験及び引渡性能試験を実施する。

(予備性能試験及び引渡性能試験)

第58条 乙は、本件処理施設が要求水準書第2部第4章第3節(性能保証)に記載されている性能に関する要件、及び別紙1に記載されている性能に関する要件(以下あわせて「性能要件」という。)を満たして適正に稼動することを検査するために引渡性能試験を行う。

- 2 乙は、引渡性能試験に先立ち、要求水準書第2部第4章第3節(性能保証)に基づく予備性能試験を実施しなければならない。
- 3 予備性能試験及び引渡性能試験は、引渡性能試験計画書に基づいて行うものとする。
- 4 乙は、本件処理施設が性能要件のいずれかを満たさないときは、自らの費用と責任において、必要な本件処理施設の補修、改良、追加工事等を行い、性能要件の全てを満たさなければならない。

(引渡し)

第59条 乙は、この契約による業務を完了し、次の各号に規定する事項が満たされたときは、直ちに工事等完了届により甲に通知しなければならない。

- (1) 第 54 条第 2 項に基づく検査により、本件処理施設の引渡性能試験が完了したことを検査員により確認を受けたこと。
 - (2) 要求水準書第 2 部第 7 章第 2 節 2.17(完成図書)の完成図書を甲に提出したこと。
 - (3) 運営事業者の資本金額が、円以上(提案内容による。ただし、1 億円以上)であること。
 - (4) 運営マニュアルを甲に提出し、甲が合理的に満足することの確認を受けていること。
 - (5) 乙による教育・訓練により、運営事業者の運転員が本件処理施設を運転可能となっていること
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、乙による履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、本件処理施設を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 4 甲は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、乙から工事等目的物引渡書の提出があったときは、本件処理施設の引渡しを受けなければならない。
 - 5 乙は、現場を清掃し、安全かつ清潔な状態で本件処理施設を甲に引渡すものとする。引渡しは使用開始予定日の前日に行うものとし、その他の引渡しの手続の詳細は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。
 - 6 甲は、乙が第 4 項の提出を行わないときは、本件処理施設の引渡しを契約金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 7 乙は、履行の結果が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じた上で甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを履行の完了とみなして前 6 項の規定を適用する。

(引渡し前の使用)

- 第60条 甲は、前条の規定による引渡し前においても、本件処理施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、本件処理施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な修補費用を負担しなければならない。

(教育及び訓練)

第61条 乙は、甲の指示により、運営事業者の運転員に対し、当該運転員が自ら本件処理施設の運転、稼働及び運営を行えるよう、必要な教育・訓練を行わなければならない。

- 2 乙は、事業期間にわたる本件処理施設の運営に関する運営マニュアルを作成し、試運転開始の日の 60 日前までに甲の確認を受けなければならない。また、乙は、引渡性能試験の結果を踏まえて運営マニュアルの補足、修正又は変更を適宜行い、引渡性能試験が終了する日までに甲に対して提出し、確認を受けなければならない。
- 3 運営マニュアルは、見積設計図書に含まれる「運営期間中の施設の維持管理補修計画書」及びこれを前提とした「施設の完成から 30 年間にわたる施設の維持管理補修の考え方」を実行するために、要求水準書に基づいて、本件処理施設の運転及び稼働、日常的な運転保守管理のための管理項目とその達成基準の詳細及び想定されるトラブルと対応策、本件処理施設による処理対象物の処理を行うに必要な手順を詳細に記載したものでなければならない。この場合、甲は、運営マニュアルについて確認するに当たり、乙に対し適宜指摘を行うことができる。
- 4 乙は、甲又は運営事業者からの指摘がある場合、当該指摘を十分に踏まえて運営マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運営マニュアルにつき、改めて甲の確認を受けなければならないものとする。
- 5 乙は、甲に提出した運営マニュアルにつき、甲がこれを運営事業者に提示し、写しを交付すること、及び、運営事業者がこれを適宜改変することを承諾するものとする。

第7章 遅延、保証及びかし担保責任

(履行遅滞の場合における違約金等)

第62条 乙の責めに帰すべき事由により本件処理施設の引渡し及使用開始予定日より遅延する場合は、甲は違約金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 の割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第 23 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(かし担保)

第63条 甲は、本件処理施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 59 条の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内にこれを行わなければならない。ただし、この期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。
- 3 第 1 項のかしが、乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は 10 年とする。
- 4 本件処理施設が、第 2 項本文に該当する部分と、ただし書に該当する部分とで構成されたものであるときは、それぞれの部分について同項のかし担保期間を適用する。
- 5 甲は、本件処理施設の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 甲は、本件処理施設が第 1 項のかしにより滅失又はき損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を甲が知った日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 7 第 1 項の規定は、本件処理施設のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保証期間中の乙の性能保証責任)

第64条 前条の規定にかかわらず、保証期間中に設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損及び故障等が生じた場合、及び本件処理施設が性能要件を満たすことができなくなった場合には、乙は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、甲に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因するかし又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。
 - (1) 不可抗力
 - (2) 甲又は甲の委託を受けた者の不適当な本件処理施設の運営
 - (3) 甲又は甲の委託を受けた者の運営マニュアルの規定に反した本件処理施設の運営
 - (4) その他甲の責に帰すべき事由
- 3 第 1 項の保証期間は、本件処理施設の引渡日から起算して 3 年間とする。
- 4 保証期間中、本件処理施設が別紙 1 に規定された性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときには、当該事態が改善され、甲の承諾が得られたときから起算してその後 3 年間まで、保証期間を延長する。ただし、要求水準書第 2 部第 4 章第 3 節 3.2 に示す性能保証事項のうち以下の事項については、当該延長の対象外とする。
 - (1) 脱気器酸素含有量に関する保証値
 - (2) 炉室内温度、炉室局部温度に関する保証値

- (3) 電気関係諸室内温度，電気関係諸室内局部温度に関する保証値
- (4) 機械関係諸室内温度，機械関係諸室内局部温度に関する保証値

(損害の範囲)

第65条 乙の性能保証責任及びかし担保責任は，修補に係る費用の全額の補償のほか，当該かし又は性能要件の未達により甲が被った相当因果関係の範囲での損害賠償を含むものとする。

第8章 損害賠償及び危険の負担

(乙の責任)

第66条 乙は，本件処理施設の引渡しまで，本件処理施設及び現場に存する資材，建造物及びその他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負い，かつ，その作業の結果について責任を負う。

(一般的損害)

第67条 本件処理施設の引渡し前に，実施設計図書，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他この契約の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第72条第1項に規定する損害を除く。)については，乙がその費用を負担する。ただし，その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第68条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，乙がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，甲がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうちこの契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては，甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(火災保険等)

第69条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を別紙7の定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 乙は、建築物について第29条第3項の規定による部分払の請求をするときは、保険を付するものとし、保険をかける時期、期間、金額、保険者等については、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、第1項の規定による保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示し、前項の規定による保険契約の証券は、部分払を請求するとき甲に寄託するものとする。
- 4 第2項の規定による保険を付した建築物で保険事故が発生したときは、乙が損害の責を履行した場合のほか、保険金は、支払金額の限度で甲に帰属する。
- 5 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(予見できない事情)

第70条 乙は、この契約に基づく作業開始後、現場において本件処理施設の建設工事に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在がこの契約締結時には要求水準書等から予見できなかったものであるときには、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項の通知を行った後、直ちに、当該障害物を適切な方法により除去し、工事を続行するための追加費用の見積及びそれにより生じる工事工程の予定される遅れを、甲に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知を受領した後、速やかに、工事の続行、障害物除去の方法又は追加費用の見積の検討を行わなければならない。ただし工事の続行が不可能と判断したときは、甲はこの契約の解除をすることができるものとする。

第9章 契約条件の変更等

(法令変更)

第71条 この契約締結後に法令変更が行われ、工事内容の変更が必要となったときには、甲及び乙は、工事工程の変更及び追加費用につき協議する。

(不可抗力による損害)

第72条 工事目的物の引渡し前に、第75条に規定される天災等(要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰すことが

できないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 69 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 41 条第 2 項、第 54 条第 2 項若しくは第 5 項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 第 4 項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(乙に起因する条件変更)

第73条 甲は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに当事者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 実施設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 実施設計図書の表示が明確でないこと。
- 2 乙又は現場代理人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、甲又は監督員の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の意見を聴いて、調査の結果を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は協議の上、事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、実施設計図書の変更又は契約期間の変更等を乙の責任及び費用において行うものとする。
- 5 甲は、実施設計図書の変更又は契約期間の変更が行われた場合において、費用負担及び損害が発生した場合、当該費用負担及び損害につき、合理的な範囲において、乙に請求することができ、乙は請求を受けた場合には速やかに支払うものとする。

(甲に起因する条件変更)

第74条 乙は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに当事者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 基本設計図書(ただし、見積設計図書を除く。以下、本条において同じ。)に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 基本設計図書の表示が明確でないこと。
- (3) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、基本設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (4) 基本設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙又は現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は協議の上、事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、基本設計図書の変更又は契約期間の変更を甲の責任において行うものとする。
- 5 甲は、基本設計図書の変更又は契約期間の変更が行われた場合において、第 1 項各号によるときは、甲が当該設計図書又は契約期間の変更により生ずる費用及び損害並びに増加費用を合理的な範囲で負担する。

(工事の中止)

第75条 事業用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，地震，地すべり，落雷，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，乙が工事を施工できないと認められるときは，甲は，工事の中止内容を直ちに乙に通知して，この契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は，前項のほか，必要があると認めるときは，この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は，前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し，又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械及び機器等を保持するための費用その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の解除)

第76条 甲は，乙(第10号の場合は本事業の入札に係る落札者の構成員又は協力企業)が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に履行を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 第19条の規定に違反して第三者に一括委任し，又は一括請負させたとき。
 - (4) 現場代理人及び主任技術者等を設置しなかったとき。
 - (5) この約款に違反し，その違反により契約の目的を達することができないとき認められるとき。
 - (6) 乙が第77条によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 建設業法の規定による許可を取り消されたとき。
 - (8) 乙に係る破産，会社更生，民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされたとき(乙が建設共同企業体の場合は，その代表企業について破産，会社更生，民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされた場合とする。)又は乙が所在不明のとき。
 - (9) 第27条第2項の規定により甲の指定した期間内に前払金を返還しないとき。
 - (10) 基本契約第16条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては，乙は，契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただ

し、甲が基本契約第 17 条第 1 項に従い賠償金の支払を請求するときは、本項による違約金を重ねて請求することはできない。

- 3 前項本文の場合において、第 11 条の規定により契約保証金(同条第 4 号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。)の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、甲は、当該契約保証金又は担保(次項において「契約保証金等」という。)をもって違約金に充当するものとする。

(乙の解除)

第77条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 40 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 75 条の規定による工事の施工の中止期間が契約期間の 2 分の 1 を超えたとき。
 - (3) 甲が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(甲の任意解除)

第78条 甲は、工事が完成するまでの間は、第 76 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第79条 甲は、契約が解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する契約金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。甲が出来高の引渡しを受けないときは、乙は建設中の本件処理施設を撤去した上で、第 6 項に従い事業用地を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第 1 項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額として別表に定めるところにより算出した額(以下「請負金額相当額」という。)を乙に支払わなければならない。この場合において、第 25 条の規定による前払金が支払われているときは、請負金額相当額から当該受領済みの前払金の額

(第 29 条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。)を控除するものとする。

- 4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、乙は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金相当額を差し引いた額(以下「余剰額」という。)を甲に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第 76 条の規定によるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によって算出して得た額の利息を付して甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来高部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来高部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第 5 項前段及び第 6 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 76 条の規定によるときは甲が定め、第 77 条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 5 項後段、第 6 項後段及び第 7 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

第10章 補則

(契約の譲渡)

第80条 両当事者は、相手方の書面による同意ある場合を除き、この契約上の地位若しくはこの契約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保権の設定をすることはできないものとする。

- 2 乙は、工事的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第41条第2項の規定による検査に合格したもの、部分払の請求が認められたもの、並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保権の設定をすることができないものとする。

(監督又は検査の委託)

第81条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合において、甲は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を書面をもって乙に通知しなければならない。

(遅延利息)

第82条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を請求できる。

- 2 前項の遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ法定率の割合で計算して得た額の利息(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第83条 仲裁により解決できない紛争に関し、甲と乙は、新潟地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(この契約に定めのない事項)

第84条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

別紙 1 性能保証の詳細(第 18 条関係)

性能保証の詳細

性能保証事項は下記のとおりとする。

- 1 . 要求水準書第 2 部第 4 章第 3 節 3.2 に記載する性能保証事項。
[見積設計図書に要求水準書より優れた提案が記載されているときは , 当該提案による。]

別紙2 支払条件(第12条,第29条関係)

支払条件

請負代金の支払条件については、以下のとおりとし、その他は新潟市契約規則によるものとする。

1. この契約における支払条件については次のとおりとする。

(1) 各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

平成20年度 円

平成21年度 円

平成22年度 円

平成23年度 残額

(2) 甲は、予算の都合による等必要があるときは、(1)の支払限度額を変更することができる。

別紙 3 特許等(第 33 条関係)

特許等の使用

[甲と乙協議の上, この契約に記載する]

別紙 4 承諾図書リスト(第 39 条関係)

承諾図書リスト

実施設計図書のうち，承諾図書は次の承諾図書リストのとおりとする。

1. 承諾図書

- (1) 実施設計計画書
- (2) 技術者リスト
- (3) 協力事務所リスト
- (4) 設計事務所経歴書
- (5) 建築士法関係写し
- (6) 土地造成設計図
- (7) 建築意匠設計図
- (8) 建築構造設計図
- (9) 外構工事設計図
- (10) プラント電気設計図
- (11) プラント機械設計図
- (12) 透視図(2 視点，A2，各 1 葉)
- (13) 各工事仕様書
- (14) 建設工事工程表
- (15) その他必要なもの

別紙 5 工事日程表(第 12 条関係)

工事日程表

作業の着手	この契約締結後速やかに
現場着工予定日	平成 年 月 日
機械的完成予定日	平成 年 月 日
使用開始予定日	平成 24 年 4 月 1 日

別紙 6 処理不適物(第 46 条関係)

処理不適物

[見積設計図書の内容に基づき，甲，乙協議の上，記載する。]

別紙 7 保険の詳細(第 69 条関係)

保険の詳細

乙は、この約款第 69 条に基づき、以下の内容の保険に加入するものとする。

(1) 本件処理施設建設中の組立保険

付保対象： 本件処理施設の土木、建設及び組立工事の遂行中又は試運転期間中に生じた偶発な事故(含む火災)により、工事対象物に与えた損害を補填する。

付保期間：現地着工時から引渡日まで

保険金額： 円

(2) 本件処理施設建設中の第三者損害賠償保険

付保対象： 本件処理施設の土木、建設及び組立工事の遂行中又は試運転期間中に生じた偶発な事故により、第三者に身体障害又は財物損壊が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を問われた場合の賠償金及び争訟費用をてん補する。

付保期間：現地着工時から引渡日まで

保険金額：対人事故・対物事故共通で、1 事故期間中につき 10 億円

別表

項 目	適用条分	算 式 等	適 要
前金払をする場合	第 25 条 第 1 項	<p>1 前払金額 前払金額は、請負金額の 10 分の 4 以内(ただし、1 億円を超える額は 10 分の 3 以内)とする。</p> <p>2 継続費工事等 継続費工事等でその支出年度が 2 年度以上にわたる工事については、各年度割額に対する 10 分の 4 以内とすることができる。</p>	前払金額は、10 万円単位とし、端数金は、これを切り捨てる。
部分払をする場合	第 29 条 第 1 項	<p>1 部分払金額の計算方式は次のとおりとする。ただし、当該年度の支払総額は、当該年度割の予算額を超えることができない。 部分払金額 = 出来形金額 × 0.9 - 前払金控除額 - 前年度以前支払額 * 前年度以前支払額には前年度以前の前払金を含む。 * 1 万円未満の端数は切り捨てる。 出来形金額 = 請負金額 × 出来形査定設計金額 ÷ 設計金額 * 1 円未満の端数は切り捨てる。 前払金控除額 = 当該年度前払金額 × (出来形金額 - 前年度以前支払額) ÷ 当該年度前払対象額 * 前払対象額とは、前払金の算出のため用いた当該年度の年度割額等で、前払金をすることとした対象額をいう。 * 1 円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、継続費の年度精算分に係る部分払については、当該年度の支払限度額と当該年度の出来形金額との割合に応じて次の計算方式により算出した金額以内であることが出来る。 (1) (出来形金額 - 前年度以前支払額) ÷ 当該年度支払限度額 > 1 の場合 部分払金額 = 当該年度支払限度額 - 当該年度支払済額 * 1 万円未満の端数は切り捨てる。 (2) (出来形金額 - 前年度以前支払額) ÷ 当該年度支払限度額 < 1 の場合 部分払金額 = 出来形金額 - 前年度以前支払額 - 当該年度支払済額 * 1 万円未満の端数は切り捨てる。</p>	部分払金額は、1 万円単位とし、端数金は、これを切り捨てる。
契約を解除する場合	第 79 条 第 3 項	<p>請負金額相当額(支払額)の算式</p> <p>(1) 基本式(前金払、部分払をしていない場合)</p> $\text{請負金額} \times \frac{\text{出来形査定設計金額}}{\text{設計金額}} = \text{請負金額相当額}$ <p>(2) 前金払をしている場合 請負金額相当額 - 前払金額 = 支払額又は返還額</p> <p>(3) 前金払及び部分払をしている場合 請負金額相当額 - (前払金額 + 部分払金額) = 支払額又は返還額</p>	